

考査項目別運用表

【土木工事等】

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 <u>理由：</u> ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 <u>理由：</u> ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

【土木工事等】

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 ☐ 工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 理由：_____			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・b 評価値が 80%未満・・・c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			
	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e	
適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：_____			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・b 評価値が 80%未満・・・c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。		

考査項目別運用表

【土木工事等】

(立 会 人)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を 1 回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90%以上 a 評価値が 80%以上 90%未満 b 評価値が 80%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () ／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e	
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		●評価対象項目 ☐ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：_____ ●判断基準 評価値が 90%以上 a 評価値が 80%以上 90%未満 b 評価値が 80%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () ／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

【土木工事等】		【別紙－１（４）は検査員が評価し評価結果を記入するため、立会人は記入しない】（立 会 人）			
考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	☐ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	☐ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	☐ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し， a， bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第１７条に基づき，監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－４ 参照。 ① 出来形の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目，測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが，当該管理基準によりがたい場合等については，監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事 ※上記欄によらず，当該欄で評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第１７条に基づき，監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く。） ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

【土木工事等】					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員が臨場した箇所は除く。） ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 契約約款第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。

考査項目別運用表

【土木工事等】		【別紙－１（６）は検査員が評価し評価結果を記入するため、立会人は記入しない】（立 会 人）			
考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a，bに該当しない。	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					
① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置について、点検しやすくしている。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業が容易にできる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：					
●判断基準 評価値が80%以上 a 評価値が60%以上80%未満 b 評価値が60%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。					

考査項目別運用表

【土木工事等】		【別紙－ 1 (7)は検査員が評価し評価結果を記入するため，立会人は記入しない】(立 会 人)				
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず，当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 1 7 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料，部品の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む。）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質，機能及び性能が，設計図書を満足し，成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され，正常に作動することが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が，仕様を満足していることが確認できるとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新。）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造について，点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝ 該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	維持・修繕工事 ※上記欄によらず，当該欄で評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第 1 7 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し，迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し，現地状況を勘案し，施工方法や構造について提案を行うなど，積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目数が6項目以上・・・・・・・・a ※ 該当項目数が4項目以上・・・・・・・・b ※ 該当項目数が3項目以下・・・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし，この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし，評価対象項目は最大8項目とする。					

考査項目別運用表

【土木工事等】		(立 会 人)	
考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具，工具，装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工，地盤改良，橋梁架設，舗装，コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止，配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水，仮道路，迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両，施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工，型枠工，足場工，仮栈橋，覆工板，山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度，杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成，写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測，集計，管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト，土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事(電子納品のみは除く。)※本項目は 1 点の加点とする。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。※本項目は 2 点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大 2 点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては，以下の5 項目により，複数の技術の評価を可能とするが，最大3点の加点とする。ただし，加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし，発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS 登録技術のうち，事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し，活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS 登録技術のうち，事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し，活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは，「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては，活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが，最大 3 点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合，該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが，この場合も最大 3 点の加点とする。	【品質】 ☐ 土工，設備，電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料，打設，養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋，P C ケーブル，コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋，溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は 2 点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物，墜落・転落，挟まれ，看板，立入禁止柵，手摺り，足場等） ☐ 安全教育，技術向上講習会，安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所，労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では，当該工事において，他の模範となるような取組を，以下の項目により，複数評価を可能とするが，最大2点の加点とする。 ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など，担い手確保に向けた取組が図られている。
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載	【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点ずつ加算し，最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが，内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば，その他に具体的内容を記載して加点する。なお，総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。